

公の施設の点検結果票

点検実施 令和5年11月

1 施設の概要

① 施設名称	たけべ八幡温泉		
② 施設種別	レクリエーション・スポーツ施設 [小分類] 休養施設(公衆浴場、海・山の家等)		
③ 担当課名	観光振興課		
④ 開設年月日	平成27年4月2日		
⑤ 所在地	岡山市北区建部町建部上510-1		
⑥ 施設規模	敷地面積(m ²)	3668.34m ²	
	構造/延床面積(m ²)	鉄筋コンクリート平屋建/1217.73m ²	
	建設費(単位:千円)	778,100千円	
	施設内容	大浴場、露天風呂、大広間、厨房、個室、多目的スペース、情報発信スペース、会議室、事務室、車イス利用者用駐車場(2台)、TAKEBE広場、足湯、温泉水給湯施設	

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	なし [法令名] 第 条
② 設置条例	[条例名] 岡山市たけべ八幡温泉条例
③ 条例に規定された設置目的	本市が所有する天然資源である建部町八幡温泉を活用して、住民の健康増進と福祉の向上及び観光振興を図るための拠点施設として、たけべ八幡温泉を設置する。
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	・公衆浴場や温泉を活用した保養を行うとともに、建部地域の観光案内及び情報発信を行う建部地域の拠点施設として観光振興および住民の健康増進と福祉の向上を図る。
⑤ 設置目的等の達成状況	コロナ下で全体の利用者数は落ち込んだものの、令和4年度の入浴者数及び施設利用者数はコロナ前の平成30年度を上回っており、住民の健康増進と福祉の向上及び観光振興に寄与している。 (参考) ◎入浴者数 H30年度69,262人、R元年度71,650人、R2年度64,659人 R3年度59,786人 R4年度83,506人

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態	指定管理者(非公募)			
② 開館日	12月30日～1月1日以外			
③ 開館時間	10時から21時まで(温泉水給湯施設は6時から21時まで)			
④ 利用状況	利用状況指標	利用者数		
	令和2年度	79,529人		
	令和3年度	70,553人		
	令和4年度	99,610人		
⑤ 主な利用者	その他(市民・市外の観光客)			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)				

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均	
収入	施設使用料	0	0	0	0	
	行政財産目的外使用料	90	71	62	74	
	手数料	0	0	0	0	
	その他(雑入等)	0	0	0	0	
	収入合計	90	71	62	74	
支出	委託経費	管理運営委託料	0	0	0	0
		指定管理料	0	0	0	0
		補助金等	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0
	直接経費	維持管理費	0	1,108	1,964	1,024
		光熱水費	37,042	34,220	23,788	31,683
		小計	37,042	35,328	25,752	32,707
	支出合計	37,042	35,328	25,752	32,707	
収支差額	-36,952	-35,257	-25,690	-32,633		

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区分		令和5年度 〔予算〕	令和4年度 〔決算〕	令和3年度 〔決算〕	平均
収入	利用料金	41,720	51,121	36,513	43,118
	指定管理料	0	0	0	
	補助金等	0	4,828	7,572	4,133
	自主事業収入からの繰入金	0	0	0	
	その他(雑入等)	60	1	3	21
	収入合計	41,780	55,950	44,088	47,273
支出	管理運営費	37,370	48,897	38,176	41,481
	事業費	420	570	883	624
	その他	3,780	8,379	6,435	6,198
	支出合計	41,570	57,846	45,494	48,303
収支差額	210	-1,896	-1,406	-1,031	

5 建物に関する調査結果

耐震化	耐震診断	予定なし
	耐震工事	不要
	未了の場合の工事予定時期	
劣化度調査・ 建築基準法第12 条点検	実施状況	済み
	指摘の有無	指摘あり
	指摘がある場合の 主な内容	雨漏り、外壁にひび割れ

6 今後の方針

		必要性あり
① 施設必要性の有無及びその理由		本市が所有する天然資源である建部町八幡温泉を活用して、住民の健康増進と福祉の向上及び観光振興を図るための拠点施設であるため。
② 必要性ありの施設の管理運営方法及びその理由		指定管理者 本施設は、入浴施設という特殊な性格の施設である。そのため、施設管理面においては、設備面など高い専門性が必要である。また、運営面においても、観光拠点施設として位置づけられており、サービスの充実が求められることから、引き続き指定管理者による管理を行うこととする。
③ 指定管理者とする場合の選定方法		非公募
非公募の場合	非公募とする理由	<p>たけべ八幡温泉は、建部・御津地域の観光客数において多くの割合を占める施設であり、建部地域の観光をけん引する施設である。今後もたけべ八幡温泉が、住民の健康増進及び福祉の向上並びに観光振興を図るためには、地元住民へのサービス品質は維持しながらも、建部地域をはじめとした観光施設と連携して、建部地域の観光情報を提供し、周遊を促すことが求められる。</p> <p>また、今後さらに利用者を増やすためには、建部地域の観光施設として、より広範囲の域外に向けた利用促進、誘客促進施策を行うことが必要である。</p> <p>これらのことを実施するためには、施設のみでの管理運営能力だけではなく、建部地域全体の観光振興を考え、施策展開できる実績とノウハウが要求される。</p> <p>(公社) おかやま観光コンベンション協会は、観光事業の健全な振興を図り、地域経済の発展や市民の生活等に資することを目的としており、民間企業との連携実績も豊富である。令和3、4年度には、建部地域全体の観光振興を目的とした事業を実施しており、たけべ地域への観光客の誘客及び周遊促進、地域活性化に寄与してきた実績がある。</p> <p>さらに令和2年に前指定管理者である(一財)建部町観光公社を吸収合併したことから、温泉施設という高度な維持管理能力が問われる施設を、オープン以来現在まで安全に運営している知識と経験がある職員体制を有している。</p> <p>今後も建部地域の観光をけん引し、さらなる誘客と建部地域の観光振興を図るためには、温泉施設を安全に管理運営できるだけではなく、地域全体の観光振興を考え、周辺施設と連携しながら観光振興施策が実施できる団体である必要があり、これらのことが可能なのは(公社)おかやま観光コンベンション協会のみである。</p> <p>以上のことから、たけべ八幡温泉の指定管理業務を非公募(公社)おかやま観光コンベンション協会とする。</p>
	根拠規定	公の施設の管理等に関する規則 第5条第1項第3号
	指定管理者の候補者名	公益社団法人 おかやま観光コンベンション協会
④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)		令和7年4月1日～令和12年3月31日 (指定管理期間：5年)